



正義・公平の原則雑感

(1) 近年、判決で正義・公平というフレームを聞くことが多くなったように思う、多くは民法724条の除斥期間に関して言われることが多いが、判決において法の解釈を正義・公平あるいは条理という一般条項に沿って行うことが目に付きだしたのはいつ頃からだろう。民法の条文には第1条に信義誠実の原則(2項)、権利の乱用(3項)の規定があるが、権利の行使は「正義・公平の原則」であらねばならないという規定はない。

(2) 詳しく調査していないが、古くは、外国人間の離婚訴訟の国際的裁判管轄問題で1964最高裁大法廷判決が、原告が遺棄された場合や被告が行方不明である場合等において、被告の住所が日本になくても原告の住所が日本にあるときは、国際私法生活における正義・公平の理念に照らし日本の裁判所に国際的裁判管轄権を認めている。

(3) ただ、やはり多いのは除斥期間や時効に関する分野である。1998年6月12日、最高裁第2小法廷は、予防接種により重度の心身障害者となった被害者が国に対し国賠請求をした事案において、民法724条後段を除斥期間としつつ、本事案においては著しく正義・公平の理念に反するとして、未成年者又は成年被後見人と時効の完成猶予に関する民法158条の法意に照らし724条後段の効果は生じないと判断した。

その後、注目されたのが2001年5月11日のハンセン病国賠訴訟の熊本地裁判決か。原告は、除斥期間の起算点を加害行為が終了したら予防法廃止の時とするか、正義・公平の理念により適用が排除されると主張したが、判決は、前者を採用し、20年の除斥期間はらい予防法が廃止されたときから進行するとして除斥期間の適用を認めなかった。

面白いことにこの時期から同様の判決が出されるようになっていく。2001年7月19日の筑豊じん肺訴訟福岡高裁判決は、時効の援用の場面ではあるが、著しく正義・公平・条理等に反すると認めるべき特段の事

情等を理由として、時効の援用は権利の濫用とした。

(4) その後に続くのが私も関与した戦後補償裁判である。2001年7月12日、中国人強制連行の劉運仁^{りゅううんじん}国賠訴訟で東京地裁判決は、権利の消滅の効果を受けるのが除斥期間の制度創設の国である点も考慮すると、国賠法及び民法を貫く法の大原則である正義・公平の理念を念頭においた検討が必要であるとして適用を制限した。この流れは、2002年4月26日の中国人強制連行・強制労働事件福岡地裁判決等につながり、同様の理由で除斥期間の適用を制限した。

その極めつきが2024年7月3日の旧優生保護法違憲国賠訴訟の最高裁大法廷判決か。旧優生保護法の規定は憲法13条、14条に違反するとして、本件には除斥期間の趣旨が妥当しない面があるとして、被害の重大さや被害の多数さ、権利行使の困難さに鑑み、除斥期間の経過後に提起されたという一事をもって国が賠償を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、除斥期間の主張は信義則に反し又は権利濫用として許されないとした。

(5) 国賠法及び民法を貫く法の大原則である正義・公平の理念は現代においてお題目ではない役割を果たしているが、ただ、歴史の負の遺産の解決の場面に限られている。ぜひ、この姿勢を安保健法制裁判や沖縄辺野古や原発裁判の判断においても貫いてほしいものである。(弁護士 森田太三)

次号予告

「法と民主主義」2025年2/3月合併号 (No.596)

【特集】

はて？ 裁判所はどこを向いているのか
——人権と平和に背を向ける司法
(第54回司法制度研究会から)

●針生誠吉基金●

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。